

令和 7 年 10 月 21 日市長定例記者会見 会見録

◆司会

それでは、ただいまから、市長定例記者会見を始めさせていただきます。
市長、よろしくお願いいたします。

◆市長

はい、よろしくお願いいたします。
今日は、発表案件 4 件です。ちょっと量が多いので、手短なご説明になりますが、ご容赦願いたいと思います。

最初は、「未来のあんしんに向けた取組 エンディングプラン・サポートの開始」というものです。これは、静岡市では高齢者の皆様の“もしも”のときの疑問や不安を解消するとともに、次の世代に向けて何かを残したいという思いの方々がいらっしゃいますので、そういった不安であるとか思いに寄り添うということで、誰もが安心して過ごせるまちになるよう、「未来のあんしんに向けた取組」というのを進めています。

これが今までやってきたものですけれども、はい。今、3 つの取組をしておりますけれども、すでに、こちら「終活情報の登録・伝達」ということですので、例えば、一人でお住まいの方が、もしものときに誰にも連絡が取れないという状況が起こらないように、あらかじめ、もしものときに誰に伝えたらいいかという情報を登録するという制度を、今、しております。静岡市に事前に情報登録しておいて、例えば、病院に行ったときにいろいろな問い合わせがあると、静岡市が事前に登録した情報を提供するというものです。

もうひとつは、こちらの「次世代につなぐ、あなたの思い」ということで、寄附をしてくださる方が大変増えていきますので、寄附の希望者について事前に不動産の相談にのり、そして、日本承継寄付協会というのもあります。それから、金融機関がありますので、そういうところと連携をしながら寄附を促進していく、そのときに、静岡市の一般財団法人の土地等利活用推進公社というのがありますので、これを活用して、例えば、寄附をした財産を土地等利活用推進公社がうまく次世代につなげていくとか、あるいは文化財、例えば、街道沿いにある文化的価値のある建物を承継するというときに、これを歴史的町並み保存に使ってくださいというような、現金であったり建物であったりしますけれども、そういったものを積極的にやろうということで進めています。

もうひとつ、今日の発表は「エンディングプラン・サポート」ということですので、これについては詳しい図をご説明いたします。

本文の下の辺り、もうちょっと下、これを見ていただけるとわかると思いますけれども、まず背景ですけれども、静岡市では高齢化率が上がってきているということ、そして高齢者の一人暮らしの世帯が増えてきています。それから、最近 50 歳時の未婚率が上昇してきていますので、一人で暮らしている方、高齢の方々が非常に増えてきていますし、これからもさらに増えるという状況があります。そういう場合、従来ですと、家族だとか、親族頼みで、いろいろな対応をするということですが、終活のときの対応、あるいは、もしものときの対応をするということですが、なかなか、そういう頼れる方がいなくなっているというのが現状で、さらに深刻化すると思います。

静岡市が調査すると、やはり孤立死あるいは孤独死、これを身近な問題だという方が、非常に多い数があります。例えば、61.5%の方がそうだということがあります。それから、認知症も増えてきていますので、認知症で判断能力がなくなったときに、じゃあどうするのかという問題も出てきます。そんなことから、自らの最期についての不安を感じる一方で、まだ就活には踏み出せないという高齢者の方が多くいらっしゃるということが伺えます。この高齢者の皆様が抱えている、こういう不安に対応していこうということで、今回の取組をしようということになります。

このエンディングプラン・サポートですけれども、静岡市は、これまで終活支援優良事業者という方を認定して、そして、シニアの世代の方が、もしものときは就活支援事業者が、例えば、葬儀だとか家財の処分だとかをしてくれます。これを契約しておくというような制度、制度というよりも終活の支援をする事業者の方はいらっしゃるわけですが、その中で優良な事業者を認定するということで、今、二者を認定しています。ただ、そうであっても、やはり本当に自分が亡くなった後、葬儀だとか、あるいは家財処分だとか、いろいろな費用の精算であるとか、あるいは家の処分もありますけれども、そういったことを終活支援優良事業者がやってくれるのかどうかという不安があります。

そこで、静岡市が、終活支援優良事業者がこういうことを実際にやってくれるのを見届けますということです。保証というわけではないのですが、ちゃんとやってくれるかどうか見届けて、それが、もしやっていない場合については、指導するというような制度になります。

具体的にどうするかというと、シニア世代の方が、まず終活の支援優良業者と契約をしていただきます。これは公正証書でしっかりとやっていただくということです。ここに、静岡市土地等利活用推進公社というのがありますが、ここに預託金を支払っていただきます。ちょっと言い忘れましたが、最初は市との相談、不安があるときに静岡市に相談をしていただくと、こういう制度がありますのでいかがでしょうか、というようなご案内をします。

そして、それじゃあ終活支援優良業者と契約しようかということであれば、こうい

うような仕組みをお示しして、もちろん市で入らなくて終活支援優良事業者と直接やって、それでお終いということも、もちろんあるので、それが普通の形態ですけども、それでは不安だと思う方については、市がここに関与していくという形になります。もし、お亡くなりになったときは、静岡市がこの方からお金を預かっていますので、終活支援優良事業者に預託金をお支払いするということです。

例えば、葬儀の費用はいくらだとか、家財処分はいくらだろうとか、例えば300万円かかります、というのであれば、この預かっているお金から、こちらにお渡しするということになります。優良事業者ですから、ちゃんとやっていただけるわけですけども、そこは静岡市が、最後までちゃんとやっていただけるかどうかをずっと見届けるということになります。こういう取組を、今回始めるということです。

先ほど最初に申しました、3つの取組を行うことによって、もしものときの安心感が高まると思っております。それからもうひとつは家屋、静岡市に相談に来ていただいたときに、例えば、今自分が住んでいる家をどうしようかという、これから空き家の問題が非常に増えてきますが、そういうときに、例えば相続者はいるのだけれど遠くに住んでいるので、このままだと空き家になってしまうので、これをぜひ市の若い世代の方々に活用していただきたいということで、寄附をしていただけるような場合があります。

その場合は、静岡市の土地等利活用推進公社が寄附を受け入れて、その建物を貸したり、あるいは若い人にお貸しするということです。非常に安い値段で、安いといえますか、使いやすい値段でお貸しするというようなことにも繋げていくことにもなります。

こういうことによって、シニア世代の方の安全・安心という問題もありますし、そして、もうひとつは思いです。自分の家を若い世代の方に繋ぎたい、自分の子どもはいないのだけれど、若い世代の他の方々にこの家を使ってもらって、うまく社会が繋がっていくようにという、世代が繋がっていくようにしたいという思いの方が非常に多くいらっしゃいますので、そういった取り組みにも繋がると思っております。以上が一件目の発表になります。

ふたつ目です。これは奨学金の返済、返金の支援事業を行うというものです。これは、静岡市と市内企業が共同して、静岡市で働きたいという若者を支援するために行うものです。静岡市の場合、若い世代の市外流出が増えていますので、それを抑制していて、市内企業の採用力の向上と人材不足の解消を図ろうというものです。具体的には、従業員の奨学金返還を支援する市内企業に対して、市がその費用の一部を助成するというものです。

今年の11月4日から申請を受け付けいたします。若い求職者ですけど、仕事を求めている方ですけども、やはり今は就職活動において、福利厚生や待遇面と

いうのを重視していて、それらが整った企業を選ぶ場合があります。

一部の企業では、採用力向上のために奨学金の返済、返金の支援制度というのをすでに取り入れていますけれども、まだまだ事例は少ないということです。静岡市内の企業において、本格的にこういった制度を導入していただきたいと思っています。こうやって奨学金の返金の支援を導入するということで、企業イメージは変わると思います。大事にしてくれているのだなというのもわかると思いますし、そして、市全体も若い世代の採用を大事にしているなというのも理解していただけるのではないかと思います。

補助対象者ですけれども、本社・本店が市内にある企業、あるいは本社・本店は市外なのですけれども、正社員の採用権限を持つ市内の事業所ということになります。今度は支援の対象者になりますけれども、先ほどは補助の対象者、企業になります。今度は支援の対象者ですので、個人になります。これは勤務形態が正社員で、そして、年齢・居住地は問わない。で、勤務地は原則として市内です。採用日は2025年11月1日以降に採用ということで、これから制度を始めますので、前にはちょっと遡れないので、これから、11月1日以降に採用される方、来年の春に採用される方、そういった方もこれに含まれるということになります。

それから、今のは、すでに奨学金の返還支援をしている企業ですけれども、これから新しい制度を作る企業については、その制度ができてからということになります。支援内容ですけれども、中小企業と大企業を分けています。それで、補助率が従業員一人あたり12万円、9万円となっていますが、イメージは企業と市が連携して一人あたり年間18万円の奨学金の支援をしようということです。したがって、中小企業においては18万円の3分の2の12万円を市が補助する、上限ですけれども。大企業も同じ18万円はこちらは2分の1補助ですので、市は9万円の補助をするということになります。最大6年間ということですので、18万円かける6年間分が奨学金の返済支援が行われるということになります。

申請方法はこの通りですので、省略をいたします。

次は三件目、「JIMI ガストロノミー静岡の推進と静岡ベストシェフアワード 2025 の募集のご案内」ということです。静岡市、南アルプスから駿河湾、駿河湾はマイナス2,500mありますし、間ノ岳は3,190mですから、標高差が6,000mあるということで、その高低差の中で、素晴らしい多様な食材があります。

そして、地域には、歴史や文化、伝統、そして食を支える生産者や料理人がいらっします。静岡市は、ガストロノミーツーリズム、食文化観光と言ってもいいと思いますけれども、これを今、強化していますけれども、単に食文化、とりわけ美食、美味しいものとか、そういったものを食べるのではなくて、もう少し深みのある食文化観光を推進したいと思っています。

今年の 7 月 31 日に、静岡市ガストロノミーツーリズム推進協議会というものを設置しました。その中で、どういった静岡市の食のイメージづくりをしていくかということで、いろいろ議論をしてきたのですけれども、その中で、この JIMI ガストロノミーツーリズム、ごめんなさい、JIMI ガストロノミーシズオカというものを、これから静岡の食文化の考え方として全面的に推進していこうということです。

先にガストロノミー推進協議会について、ご説明いたしますけれども、名前の通り、ガストロノミーツーリズム、静岡市のガストロノミーツーリズム、食文化観光を推進しようという協議会で、まずは小さくというところですので、静岡市と一般財団法人静岡新食文化共創機構というところと、それから公益財団法人の、するが企画観光局、この 3 つが構成者となって設立しました。

活動内容は、ガストロノミーツーリズムを推進していこうということです。いろいろ項目はありますけれども、その中で、この JIMI ガストロノミーシズオカということ、これから静岡の食文化の中心に据えていこうということですけれども、皆さん、ジミという言葉聞いたときに、どちらかというと、派手と地味の「地味」の方を想像されるのではないかと思いますけれども、その地味ではなくて、「滋味深い」、奥深いとか、精神的な深さであるとか、そういった滋味深いの方の滋味が一番合うところですので、この滋味を世界の共通語にしたいと思っています。皆さん、食の五つの味、甘味・塩味・酸味・苦味・そして、今まではそうだったのですけれど、5 番目が旨味になりました。この旨味は日本語ですけども、今は世界の中で旨味が世界の共通語になっています。

6 番目の滋味ですけども、この滋味も最近少しずつ世界の共通語になりつつあるかなと思っていますけれども、これを、静岡市が、旨味に続く第 6 番目の味として全面的に打ち出して、ガストロノミーツーリズムのキーコンセプトと言いますか、中心的な概念として打ち出していこうというものです。この滋味の意味ですけども、これは人の心や体の健康を増進し、自然も守る。自然にも優しい、そして人の心と体にも優しい、そういった食文化、これを推進していこうということです。

その観点で、そういった料理人の方を、ぜひぜひもっともっと、表彰していこうということで、今回、このアワードを始めることにしました。今年から始めるのですけれども、応募資格は市内に店舗を構える料理人の方で、静岡の食材を積極的に取り入れて地域との関わりを重視している方です。そして、静岡市の食文化を未来へ繋ぐ、新しい考え方やチャレンジをしている方になります。自薦でも他薦でもいずれも応募可能です。10 月 24 日、今週の金曜日から約 1 ヶ月間、募集いたします。賞は大賞と優秀賞等々と、大賞は一名で、優秀賞も若干名と考えています。審査方法は、1 次審査と 2 次審査があって、授賞式は来年の 2 月ごろを考えています。審査委員は、佐藤洋一郎先生、ふじのくに地球環境史ミュージアムの館長で、農学博士で和食文化学会の初代会長という方です。今、清水で和食店をやっていますけ

れども、和食店もずっと監修をしてくださっている方です。あとは三國さん、四ツ谷の三國のオーナーシェフになります。「オテル・ドゥ・ミクニ」というのをやられていましたけれど、そこを閉めて、今こちらのオーナーシェフをされていますが、その他にも 3 名から 4 名、他の方全部で 5 名から 6 名の方に審査をしていただきたいと思っています。

受賞後の展開ですけど、もちろん JIMI ガストロノミーの中心的なシェフとしてご紹介をしていくわけですが、もうひとつ、料理マスターズという、日本を代表する料理人を表彰する制度を、農林水産省が持っておられますけれども、その料理マスターズに静岡市として推薦するということになると思います。そういったものですが、これは今、すでに内閣府の交付金事業でやっておりますので、ガストロノミーツーリズムを推進するということで、内閣府の交付金でやっている事業ですので、これを活用して、この事業を進めたいと思っております。

次に 4 番目ですが、4 番目は「静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定に向けて」ということです。もうちょっとわかりやすく言うと、メガソーラーの規制条例ということになりますが、メガソーラーというと相当大規模なこともありますけれども、静岡市の場合は、もう少し小規模なものも含めて規制を強化したいと考えております。これから条例案について検討するため、静岡市環境審議会へ諮問いたします。

まず、太陽光発電施設に対する基本認識ですが、カーボンニュートラル、脱炭素で、太陽光発電事業というのは再生可能エネルギーとして非常に大事だということで、静岡市としても推進しているところです。

ただ、太陽光発電施設の地上設置型と、例えば家屋の屋上、屋根に置いてあるとか、ビルの屋上に置いてあるとかそういったものがありますけれども、地上に設置するもので、とりわけ森林を伐採して設置するメガソーラー、これについては森林を伐採することによって、CO₂ の吸収量、森林の CO₂ の吸収量がなくなってしまう。そうすると、設備導入で CO₂ を使いますので、それと合わせると、森林伐採を伴う太陽光発電というのは、CO₂ の削減効果が低いという状況にあります。その一方で、さらにとった方がいいですね。森林伐採を伴う太陽光発電については、全国でも様々な問題を起こしています。土砂の流出の問題、あるいは景観への問題が発生を、すでにしています。釧路での例というのは、よく話題になっているところです。

もうひとつは、これから先ですけれども、いずれ廃棄のときを迎えます。その廃棄を含めた適正な維持管理が実施されないと、これでまた新たな問題が生じるということです。すでに適正な維持管理が行われないための問題というのは、全国で発生しています。

したがって、基本認識を申しますと、太陽光発電については、地域社会として設備導入前に、地域住民の理解はもとより、適切に防災・環境保全・景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた事業であることの確認をしっかりとっていくこと。それからもうひとつは、設置後、将来にわたり適正に維持管理されるように誘導していくこと。これが重要であると認識しています。

3 番目は静岡市の導入状況ですが、これは省略します。

静岡市は、すでにガイドラインを持っています。「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」というものですが、これは太陽光設備を設置するときには、こういうことを注意してやってください、ということになっていますが、これはあくまでもガイドラインですので、強制力がないという問題があります。つまり、やらなかった場合、ガイドラインに書かれている内容に沿わない形で環境への影響を生じるような事業をやったとしても、それに対して強制力が持てないという問題があります。

5 番目ですけれども、適切な太陽光発電の導入と維持管理を確保するための条例制定の必要性ということですが、今申しましたように、ガイドラインはそこでの抑制、適切な方向に誘導することにおいての実効性が不十分だということです。とりわけ、防災や環境面において、リスクが高い区域への設置抑制の実効性が不十分、そして違反があった場合に強制力がある措置、これは命令とか公表とかになりますけれども、それを講じることができません。

3 番目として、設置後、維持管理や廃棄が適切に行われているかを十分には確保できません。先ほどのガイドラインは、設置のガイドラインですので、設置後については何も書かれていませんので、実際に、設置後に現地で土砂流出等があったときも、指導がなかなかできないということになります。もちろん、森林法だとか、強制力があるものもありますけれども、ただし面積要件だとか、いろいろなことがありますので、なかなか実効性が取れないという問題があります。

このために、高リスク区域への設置抑制や設置後の適正な維持管理に向けた事業者への指導が実効性を持って行うことができるように、静岡市として新たに太陽光発電施設の適切な導入と維持管理を規定した条例を制定する必要があるということです。

これから条例を制定していきますけれども、予定としては、6 番目ですけれども、まず静岡市環境審議会に諮問して、その中で条例案を検討、3 回部会を開催して検討していただきます。審議会から来年の 3 月に答申をいただいて、それで条例案を固めて、これを議会に諮っていくということになります。議会としては、おそらく 6 月議会になるのではないかなというふうに想定しております。

発表は以上です。ありがとうございました。

◆司会

それでは、まず発表案件についてのご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方は挙手の上、社名とお名前をおっしゃってからお願いいたします。

はい、静岡朝日テレビさん、お願いいたします。

◆静岡朝日テレビ

静岡朝日テレビです。よろしくお願いします。太陽光の条例に関してなんですけれども、現時点で、例えば罰則とかっていうのは、何かこう浮かんでいるものとか、何かお考えとかありますか。

◆市長

まずは、強制力がないと、罰則を置かないと強制力がありませんので、それは置く予定ですが、罰則はなかなかハードルの高いものになります。まさに義務であるとか、権利を縛るということになりますので、縛った上でそれを守らない場合は、罰則でまさに強制措置が取られることになりますから、かなりそこは関係機関との調整が必要になってきますので、今の段階では申し上げることはできないという状況ですが、実効性がちゃんと保てるように、しっかりとした罰則はつけたいと思っています。

◆静岡朝日テレビ

私が関連の条例に詳しくなくて申し訳ないんですけど、例えば、他県とか、他の自治体で、こういった条例が定められていて、何か参考にしている点とかってあったりしますか。

◆市長

一番参考に、我々がしているのは仙台市の条例です。直近では5年ですかね。令和5年に策定された仙台市の条例がありますので、それは参考になると思っています。

◆静岡朝日テレビ

はい、ありがとうございました。

◆司会

その他、いかがでしょうか。はい、中日新聞さん、お願いいたします。

◆中日新聞

中日新聞です。お願いします。私もメガソーラー規制条例で、先ほどの質問にも少ししかぶるんですけど、仙台市の条例はどんな点で参考にしたいと思っていますか。また、県内では浜松市だったり、あとは伊東市とか、すでに多くの自治体でメガソーラー規制条例というのがあるようなんですけども、県内で見ても厳しい規制条例にするお考えはあるでしょうか。

◆市長

はい。一番のポイントは、許可制というところですよ。守りなさいという許可ですので、許可を取らないとできないというところですよ。これは非常に厳しい規制になると思います。

それから、もうひとつは設置時の規制と、それから維持管理の規制です。あるいは撤去も含めた維持管理ですけど、それについての規制もしっかりするということで、この2つがポイントになります。これについては、県内の他の自治体では、そういう規定を設けているところはないと思います。

仙台を参考にしたというのは、仙台はその部分に踏み込んで作っていますので、それが一番、仙台市の条例が参考になる理由になります。

◆中日新聞

ありがとうございます。あと、先ほど発表で規制対象となる規模なんですけど、メガソーラーよりも少し小さい規模も対象にするとおっしゃいましたけども、具体的に何キロワット以上ってというのはあるんでしょうか。

◆市長

キロワットの問題よりも、どういう状態を想定しているかということですけども、例えば、日本平ですね、日本平に何か小規模でもソーラーパネルの光るものがあるというのは、かなり景観としてはよくないわけです。ただ、日本平、いろいろな規制はかかっていますけれども、その部分でその規制が抑えられるという状況ではありませんので、日本平の場合は景観上小規模であっても規制を強化したいと思っています。

いくつか、そういう環境面というよりも、景観面については小規模でも影響が出ますので、それに応じた規模にしたいと思っていますけれども、どのくらいの規模にするかは、これから審議会の皆さん、委員の皆さんの審議の中で決まってくると考えています。

◆中日新聞

今おっしゃった景観の点なんですけど、日本平を例に挙げましたけど、他にも資料 2 ページにある重点地区に書いてある日の出地区とか、駿府城公園周辺、三保半島なども同じですか。

◆市長

そういうことになります、はい。

◆中日新聞

あと、資料 1 ページに静岡市でも同様の問題が一部で発生しておりとあるんですけども、具体的に、どこでどのような問題が発生しているのでしょうか。

◆市長

あまり具体的には言いにくいですが、例えば、具体的な場所はちょっと言いにくいですが、それはなぜかという、場所の公表を、今、しているという状況ではありませんので、そういった面で違反に近いような状況があっても、公表はしていないので、ここでは申し上げることができませんけれども、例えば、森林法の規制がかかっている 0.5 ヘクタール未満のところで、そういった維持管理がしっかりやられていなくて、土砂が流出しているというようなものは実際に存在します。ただ、森林法の規定では、そこは対象外になりますので、なんとも指導とか、強制力が持てないという状況がありますので、そういった箇所は何か所かあります。

◆中日新聞

そういった場所には、今まで行政指導は全くできてないということですか。

◆市長

出てきたときに、それが、例えば静岡市の市道であるとか、農道とかに出てきた場合は、その部分で道路管理者であるとか、農道管理者として措置を求めるということはできますけれども、ただし、それは、要は、道路に出ないようにしてくださいねというだけであって、本体そのものについての規制をかけられるわけではないわけです。ですから、ある種片付けられると終わりのような状況にありますので、その辺りについて、しっかりとした対策が必要だと考えています。

◆中日新聞

最後なんですけど、最近、メガソーラーと市長といえば、伊東市長の件で、いろいろご意見を会見でもおっしゃっていますけども、あの件の影響で、この条例を作ろう

と思ったとかですか。

◆市長

全くありません。むしろ釧路であるとか、阿蘇であるとか、全国的に問題になっていますよね。やはり、今、全国でやはり深刻な問題になっていますので、今までガイドラインでやってきたのですけれども、やはり強制力のある措置を講じないといけない時期だと考えて、今回こういう条例を制定するという考えに至りました。

◆中日新聞

ありがとうございました。

◆司会

その他、いかがでしょうか。静岡新聞さん、お願いいたします。

◆静岡新聞

静岡新聞です。メガソーラーの条例の関係で、もう少しちょっと詳しく教えていただきたいんですけども、先ほど維持管理、撤去を含めた維持管理の規制というのは県内では他にないってことだったんですが、具体的に維持管理で、どういう点を規制していて、結果として許可が取り消されることがあるとか、そういったことを想定しているのかっていうのは。

◆市長

許可というよりも措置命令ですので、例えば、途中段階で、先ほど森林のところで話ありましたけれど、森林を伐採してということは、ある程度傾斜のある場所ですよ。傾斜のある場所にパネルを設置しました、ところが維持管理が十分されないのです、例えば、そこで土砂崩れというか、水路ができて、それが、どんどんどんどん深くなっていった斜面が崩壊していく、それにつれてパネルも壊れていくというような状況が考えられます。そういった場合、それに対して措置をしようと思っても、何にも措置がされないという可能性があります。

それから、今度は、30年と言いますか、発電を終えた後、そこにそのまま放置されるという恐れもありますので、放置されると、それはまたそこで、その後、維持管理がされないことで、パネル自身が壊れてというような問題も出てきますので、そういったことに対する対処が必要だと思っています。

◆静岡新聞

ありがとうございました。

◆司会

はい、その他、いかがでしょうか。はい、静岡新聞さん、お願いいたします。

◆静岡新聞

静岡新聞です。エンディングプラン・サポートについて伺いたいんですが、今回の図を見ると、土地等利活用推進公社が預託金の管理をできるという点が、ひとつ大事なことのかなと思うんですが、だからこそ今回こういうことができるっていうふうな理解でいいのかということと、他の自治体でも同様の取り組みがあるのか教えてください。

◆市長

まず、この取り組みはないと思います、はい。さっき言った 3 つの取組も非常に珍しくて、ほとんどやっている場合はないと思いますけれど、ちょっと 3 つの図に戻して、これですね。終活情報の登録・伝達もあります？これはいくつかあるというぐらいだと思います。それから、次世代につながる対応、これは公社が入ったりするのは特殊ですけども、普通にやれないことはないです。これもやっていますが、あまり積極的にやっているところはないと思います。家屋だとか土地を財産で受けるのは、後々管理が発生するので、行政の事務コストがかかるということで敬遠される場合が多いので、やっていないところが、制度的にはやれないことはないですけど、やっていないところが多いと思います。ただ、ここは公社が絡みますので、これも可能になるということです。

このエンディング・サポートについては、そもそも、元々終活事業者の認定をするという、これ自身も全国でも非常に珍しいケースですけども、それに合わせて、さらに今度は市がサポートしていくということですから、これは全国で初めてだと思います。

◆静岡新聞

預託金の管理っていうのは、土地等利活用推進公社があるからできるということですか。

◆市長

市がやれないことはないですけど、いろいろな制度を考えたんですけど、やはり公社が入るのが円滑に進むかなということです。やはり誰が預かるかということで、やはり市の関係がというのが、一番安心感がありますので、市が直接預かるということも考えられないわけではないですけど、やはり市が直接個人の財産を預かるということについては、いろいろな違う問題も発生しますので、やはり公社

がやるのがよい形態だと思います。そういう面で公社が設立されていたので、公社に活躍してもらうということで、この制度にしました。

◆司会

はい、その他、いかがでしょうか。はい、時事通信さん、お願いいたします。

◆時事通信

時事通信です。すいません、よろしくお願いします。私もエンディングプラン・サポートに関して、ちょっとお伺いしたいんですけども、ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、資料 2 ページのチャートを見ていると、要するに終活のいわゆる死後事務の実施までっていうところの一連の流れを市として見届けるってあるんですけど、もう少し、見届けるっていうのは何か書類として事業者から何か報告みたいに義務付けるのか、あるいは市として何か監視じゃないですけども、立ち会ったり何かされるのか、そういう辺りはどういうふうに具体的に見届けられるのかというところをお願いします。

◆市長

はい。具体的に検討している人に答えてもらうのがよいのではないかと思います。はい、こちらで。

◆安心感がある温かい社会推進課長

一連の流れについて、必要な場合は書類の提出を求めたりもしますし、その場面に立ち会ったりすることもあります。例えば、家財処分とか何か大がかりな作業にもなりますので、関係者と一緒に市の職員も立ち会って一連のことが収まる、終わるようなところまで見届けるってこともさせていただきます。

◆時事通信

ありがとうございます。

◆司会

はい、その他、いかがでしょうか。はい、産経新聞さん、お願いいたします。

◆産経新聞

産経新聞でございます。ひとつだけ確認させていただきたかったんですが、メガソーラーのことでもありますけども。罰則、この罰則っていうのは名前の公表であるとか、そういうものの以外の強い強制力を持ったものっていうのは、実際、条例の中

盛り込むことってというのはできるものなんですか。

◆市長

罰金ですね、罰金が一番典型的な問題ですけど、通常は禁錮又は罰金というのが普通だと思いますけれども、そういったことになると思います。

◆産経新聞

たぶん条例で罰金まで盛り込まれているっていうのは、まだケースとしてほとんどないっていうか、ほとんどというかないのではないのでしょうか。

◆市長

仙台の場合はどうですか。罰金は？ちょっと確認します、はい。

◆産経新聞

これは何か法律上もそういうものを規制する、例えば原子力発電みたいなものじゃなくて、ソーラーパネル太陽光発電所を規制する法律みたいなものはないので、それをベースにしてっていうことができない、法律をベースにできないからっていうことが理由になっているようではありましたけども、実際、名前を公表したとしても、実際大きな問題になっている場合、名前の公表が強制力や抑止に効果があるとはとてもじゃないけど思えないわけがありますけど、そういう意味では条例がどれぐらい抑止につながる、問題があった場合に抑止に繋がるのかっていうのがすごく疑問だという声は、全国で広がる中ではありますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

◆市長

どこまで踏み込むかですけど、罰金を払ってもなんともないという人も、実際いらっしゃると思いますので、そういう罰金を設けたら強制力といいますか、抑制力が高まるわけではないです。やはり、ひとつは措置命令です。まずは勧告してやってください、やらなかったら、いついつまでやるようにという措置命令をかけて、措置命令の期間でやらなかったら、今度はそこで強制措置ですので、行政代執行もするとかですね、そういったこともあり得ると思いますので、法律の中で、今回は条例ですけども、条例の中で実行力をどうやって持たせるかということはこれから議論になると思います。

まずは許可ですけども、許可ですので、許可という義務をかけるというのは、これはかなりの強制力になりますので、相当の法律なり条例を制定する利益、社会的利益がないとできないという状況がありますので、そのあたりについてしっかり

と議論をすることがまず必要で、さらにその後、今度は強制力として罰則、あるいは罰金、あるいは措置命令、行政代執行、そういったところに行くについても、これも相当な強制力になりますので、これについても、なぜそこまでやる必要があるのかというところの議論は必ず出てきますので、そのあたりについて環境審議会の中では議論が必要だと思っています。

今まで、なかなか各自治体も踏み込んでいけなかったのですけれども、私もなかなか厳しいかなと思っていましたが、やはり仙台の条例を見て、そこまでやるのかなということで非常に参考になりましたので、仙台の例を参考にしつつ、また、静岡らしいもの、例えば先ほどの日本平だとか、三保松原だとか、景観上極めて重要なところがあるというのは静岡の特徴ですので、そういったところも踏まえて、その地域に合った、この地域だからこういう措置をしないといけないのだという議論をしっかりと固めていくこと、議論じゃなくて論理を固めていくのが大事だと思っています。

◆産経新聞

はい、ありがとうございます。

◆司会

その他、発表案件についてのご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。朝日新聞さん、お願いいたします。

◆朝日新聞

朝日新聞です。よろしくお願いします。エンディングプラン・サポートなんですけれども、先ほど優良事業者２者というふうにおっしゃっていたかと思うんですけれども、この制度を始めると希望者が増えてきたりして、２者で賄うことはできるものなんですか。それでも優良事業者の数を増やしていくっていうか、増えるものなんでしょうか。

◆市長

もちろん増える可能性はあると思いますけれども、どうですか、今、何か問い合わせとかありますか。今は、ここに書いていますが、社会福祉法人のまごころさんと、合同会社の Welbie さん、この２者が今やっておられますけれども。

◆安心感がある温かい社会推進課長

優良事業者さんの申請の状況なんですけれども、ご相談はいただくのですけれども、具体的な申請にまで、まだ至ってないっていうものが何件かあります。ですの

で、興味を持っていただいているということは把握しております。
ですので、もし、このプランを利用する方々が大量に増えてきてしまって…

◆市長

しまうことはないよ。

◆安心感がある温かい社会推進課長

はい、既存の優良事業者さんで対応できなかったときのことは、またその時検討させていただきたいと思っております。

◆朝日新聞

わかりました。ありがとうございます。

◆司会

はい。その他、ご質問よろしいでしょうか。では、発表案件については以上とさせていただきます。

続きまして、幹事社質問に移りたいと思います。日本経済新聞さん、お願いいたします。

◆日本経済新聞

日本経済新聞です。よろしくお願いします。清水駅前の新スタジアム整備を巡る土地購入の現状について伺います。市議会 9 月定例会で、市長は、26 年 1 月にも大規模改修案、あるいは新設案かを判断するとしましたが、市議会での理解を今後どう得るか。また、9 月補正予算に盛り込んだ事前調査についても時期や方法、内容について教えてください。

◆市長

はい。IAI スタジアム日本平を大規模改修するのか、あるいは清水駅東口に新設するのかという選択については、来年の 1 月末までに最終案を決定します。これは議会にかける必要が、もちろんありますので、その議会にかけるために、来年度予算をセットする必要がありますので、来年の 1 月末までに行政、執行部としての考え方を明確にして、議会にお諮りをしたいと思っております。

市議会においては、理解が得られるかどうかということですが、やはり大事なものは、どうしてそういう選択をしたのかという根拠を明らかにするということが大変だと思いますので、その根拠を明らかにした上で十分な議論をしていただいて、そして市民の皆様にもなるほどと思っただけのようなこと、そのためにも

根拠に基づいた説明をしっかりとやっていきたいと考えています。

今、どんな検討状況かということですが、まず IAI スタジアムの再整備の検討の状況ですが、まず大規模改修にかかる費用の精査を行います。以前、改修すると 148 億円かかるという発表をいたしましたけれども、その点で今、物価も高騰していますので、より精緻な検討をして、実際に現スタジアムの改修にいくらかかるのかというのを明確にしたいと考えています。

もうひとつは、今度は清水駅東口周辺の土地の利活用ですが、これについては、まずスタジアムを前提としないで、最初にやらないといけないのは ENEOS 株式会社と、土地の市が購入する範囲を決めるということです。それによって、どういう事業のやり方になるかが決まりますので、まずそれは調査とは別に対話、意見交換をしていく、調整をしていくことになります。

その上で、その中で、どの場所を市が利活用するかというような方向も決まってくるので、そこにスタジアムを入れると、新設するといくらぐらいかかるのか、そして、事業性があるのかどうか、あるいは社会効果がどうかとか、そういった検討をこれからしていく予定です。

その場合は、そのスタジアムについて、スタジアムだけではなくて、シタモノという、土地の開発であるとか、それから駅からのアクセス、歩道橋のようなものが必要になってきますので、そういったものを含めて、市がどのぐらいの費用負担をするのかというあたりについても検討していくことになると思います。

それを踏まえた上で、どちらの案が良いのかの検討をしていくということになります。そんな予定でございます。

◆日本経済新聞

調査については、どのぐらいの時期に行うのでしょうか。IAI スタジアムの改修の費用算定などについてもそうなんですけども。

◆市長

調査と言っても中身を固めていくだけ、だけというのも変なんですけれど、それがすごく大変なんですけれど。ですから、そういうところで、いろいろな情報も得ながらやっていくというので、何といいますか、普通のどこかに外注して調査結果がドンと出てくる、例えば、どこどこの、例えば清水庁舎の耐震改修費はいくらですかというのを設計会社に出して、そして結果が返ってくるというようなやり方ではなくて、こちらはこちらで考え方があって、そして、専門的知見を持った会社がありますけれど、そこと意見交換をして、どういうやり方がいいとか、どの場所がいいとか、そういった細かい詰めをしていくということになりますので、いつ何か

調査をやるかというような形ではないです。ずっと検討し続けていくという形になります。

◆日本経済新聞

ありがとうございます。もう一点。今お話があった費用についてなんですけれども、以前発表の 148 億円から物価高騰もあり、上振れが見込まれるかと思うんですけれども、その場合、新設案も含めて判断されるという、新設案も含めて今後判断されていくかと思うんですけれども、そこで費用負担の考えというか、9 月定例会のときにも市長が答弁で市と民間の負担割合、リスク分担のお話ありましたけれども、上振れをしていく場合に、市がどの程度負担していくべきというふうに考えているのか、あるいは民間投資は現時点でどれぐらい集まりそうなのかについても教えてください。

◆市長

はい。まず、IAI、現スタジアムですけれども、これは公設公営でやっています。指定管理はしていますけれども、実際には市がつくった施設を、市が運営しているというものですので、これについては、全額費用は負担する、つまり、費用が上振れをしても、148 億と見ていましたが、これが、例えば 170 億になっても、スタジアムは維持していかないといけませんので、それを将来的に維持すると決まったら、費用については、全額市が負担をするというのが基本だと考えています。もちろん、ご寄附をいただくのは大歓迎ですので、いろいろな方々の寄附もいただきながら、市の負担を減らしたいと思っていますが、基本は、やはり市が負担するということだと思います。

今度は清水駅東口の新スタジアムですけれども、これについては、新設になりますので、これは 150 億とか、そのあたりではできないと思います。まだ費用を見込んではいませんが、300 億円は確実にいる事業ですので、それを市が全額負担するということは現実的ではないと思っていますので、やはり何らかの形での民間事業者の参加が必要だと思います。

民設ではなくて、いろいろな形態がありますので、PPP と言っていますが、そういう事業に対しての公共と、それからパブリックとプライベートのパートナーシップですね。公的主体と民間事業者のパートナーシップで、よい事業の形をつくっていくというのが PPP ですけれども、その中のひとつで、PFI の方法もありますので、これは Private Finance Initiative ですけれども、公的な事業に対しての民間の事業参加、資金参加もファイナンスが入っていますので、資金参加も入ってくるような形もあります。

ですから、官と民のパートナーシップにはいろいろな形態がありますので、その形

態の中で最適な方法を選んでいくということになると思います。ただ、その場合であっても、全額市が新スタジアムの建設に負担するということは、現実的ではないと考えています。

◆日本経済新聞

ありがとうございます。

◆司会

はい。それでは、ただいまの幹事社質問に関連したご質問があれば、お受けをしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、静岡新聞さん、お願いいたします。

◆静岡新聞

静岡新聞です。新スタジアムをつくる場合には、今度はアイスタを、市民利用を想定した改修も検討されるというお話でしたけど、以前、広島のパースウィングを一つの参考にされているというお話でしたが、その広島の方で、パースウィングの前に使っていたスタジアムもあると思うんですが、そちらを今どういうふうに活用してるか、ちょっとこちらも不勉強なんですけど、そういった、以前使っていたスタジアムの改修という面でも、広島を何か参考にされるところがあるのか、現時点でお考えがあれば教えてください。

◆市長

仮に新設とした場合に、今のスタジアムをどう活用していくかについて、どこか参考になる、広島を参考にするかということですけども、結論は参考にはしないということになります。それはなぜかということ、地域によって、スタジアムであるとか、サッカーコートと言ってもいいですけど、サッカーコートがどの場所にどのくらいあるのかというのは、いろいろありますので、代替の施設があるかないかとか、つまり、IAI スタジアムに近いようなレベルの施設が、もう一つあるのかどうかとか、そういったことも参考になりますので、そういうことを含めて、それは極めて地域性が高いものですので、どこかを参考にするというよりも、静岡市の中で、何が、一番合理性があるのかという判断をしていくことになると思います。

◆司会

はい、その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどの条例の罰則についてのご質問の回答をさせていただきたいと思います。

◆環境政策監

環境政策監の織部ですけれども、先ほど仙台市の規定の中で、条例の中で罰則規定があるのかどうかということで、仙台市の場合、罰則の規定がありまして、例えば許可抑制区域を定めているのですけれども、その場合は許可を申請しなくてはならないのですけれども、許可を受けないで設置したものであるとか、例えば、それ以外のところは届け出する、となっているのですけれども、届け出をしなかったりとか、虚偽の届け出をした場合、それと報告を求められたときに虚偽の報告をしたりとか、立入検査を拒んだりとか、適正に対応しなかったものについて、5万円以下の過料に処するという規定があります。そういったところは、規定があるところはあります。

◆市長

罰金は非常にハードルが高いので、過料で収めているというところが多いとは思いますが。この条例に限らず、ですね。

◆産経新聞

そういうこともあって、よくソーラーパネルの条例を作る自治体は、問題が起きると地方自治体にお任せの状態になっていて、国としてはFIT法の関係で対応、推進するという旗は下ろしてはいないと。事業者にとって一番厳しいのは、たぶんFIT法の免許の取り上げみたいなことだと思うんですけど、こういうところに踏み込むということが日常的に行われているわけでもないのに、地域に丸投げな状況を何とかしてほしいというのが、いろんな自治体から出ておりますけど、これについては、静岡市でも同じ考えというか、そういう意向をお持ちでしょうか。

◆市長

そうですね、FIT法については、いろいろありますけれども、課題がある法律であったと思います。ただ、現時点では、その法律が一部改正されたりしていますけれども、それに基づいてやられているわけです。運用面で取り消しのところというところですが、そこはなかなか踏み込めないというのはあるのだろうと思いますが、ただ、そこに措置があるというところですね。取り消しがあるというところは、それは必ず事業者にとっては考慮事項になりますから、よく言う伝家の宝刀を抜くかどうかという問題ですけれども、刀があることは事実ですので、そこは抑制力には、抑止力にはなっていると思います。あとは運用ですので、ちょっとこの場では申し上げ言いにくいので、ちょっと失礼いたします。

◆司会

はい。それでは、その他のご質問をお受けします。いかがでしょうか。はい、テレビ静岡さん、お願いいたします。

◆テレビ静岡

テレビ静岡です。よろしくお願いします。まもなく高市自民党総裁が総理に選ばれ、夜には新内閣が発足すると思いますけども、新しい内閣に、今度は、維新は閣外協力ではありますけども、どんな、何ていうか内閣、期待したいですか。

◆市長

はい。とにかく、前から申し上げていますが、やはり地域の活力を高めていく政策をとっていただきたい。稼ぐ力を高めることが大事だと思っています。その地域の稼ぐ力を高めるということが、日本全体の活力に繋がりますので、そういった点で稼ぐ力、よく言う供給サイドの取り組み、供給サイドの強化、供給力の強化ですね。これに対する取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。やはり、日本の場合は、供給力が不足しているので、例えば給付をしても、その部分が輸入に回っていつてしまうというところも非常に多いという問題もありますので、そういったことも含めて、やはりしっかりとした供給力の強化、稼ぐ力を高める政策をとっていただきたいと思います。

もうひとつ大事なことはやはり、稼ぐ力を高めるので、若い世代の雇用だとか、所得が確保されて、それが人口減少の問題にも効いてくるということもありますので、やはりしっかり稼ぐ力を高める、日本の一人あたり GDP がここまで下がっているという現実をしっかり受け止めて、もちろんわかっておられるわけですけども、それに対する前例のないような対策をしていただくのをしていただきたいと思っています。

◆テレビ静岡

自民党の総裁選以降これまでの動きを見ていて、市長の目から見て、いわゆる解党的出直しというふうに皆さんおっしゃっていたわけですけども、そうした動きっていうのは、見えていらっしゃいましたでしょうか。

◆市長

私は国政については何もコメントしないというのは、地方行政に専念して、あまり国政についてコメントして、余計な話題を振らないということを心がけていますので、何もコメントすることはないということでございます。

◆テレビ静岡

はい、わかりました。ありがとうございます。

◆市長

その他、いかがでしょうか。はい、静岡第一テレビさん、お願いいたします。

◆静岡第一テレビ

静岡第一テレビです。よろしくお願いします。久能山のスマートインターチェンジ付近の大型商業施設の件で伺いたいんですけども、先日の報道で、具体的に、コストコの出店に向けて地権者と開発事業者が土地売買で合意して、2029年の出店を目指すという報道が一部あったかと思いますが、もし現時点でお話できることがあれば、お話いただきたいです。

◆市長

はい。その件は、これは事業者、そして進出の可能性のある会社、そして間に入って、間に入っているというよりも、組合と開発事業者が契約した上で、あるいは、その土地の購入契約をした上で、そこに進出する事業者と交渉するということですので、それは、そちらが鋭意やられていると思いますので、それについて、応援はいたしますけれども、我々としては側面的に応援しているということになります。側面的応援というのは何かというと、例えば、道路の整備であるとか、河川の整備、事業はそこをやっていかないといけないですので、進出時期がいつと決まったら、それに間に合うように道路整備とか河川整備をしっかりとやっていくことが大事だと思っていますので、そういった側面的支援をしっかりとやっていきたいと思っています。

◆静岡第一テレビ

ありがとうございます。

◆司会

その他、いかがでしょうか。はい、静岡朝日テレビさん、お願いいたします。

◆静岡朝日テレビ

静岡朝日テレビです。ちょっとお答えいただけるとかどうかわからないんですけども、伊東市議会議員選挙が行われまして、田久保市長に、田久保市長への、次の2回目の不信任決議案に賛成する議員の多くが当選しました。他市のことではありますけれども、これについて、ご所感があれば教えていただけますでしょうか。

◆市長

はい。やはり、地方自治法もそうなのですけれども、ある種想定の範囲内で法律とか、いろいろな制度は作られているわけで、想定を超えるといいますか、想定をしていないようなことが、最近は政治だとか選挙の世界でいくつか起きていると思います。まさかそんなことをするだろうとは思わないということが、現実には起きていますので、伊東の場合は、もちろん法律の規定に基づいたものではありませんけれども、法律の運用という面を考えた場合には、どう考えても適切な運用、つまり大義がない解散ということだと思いますので、そういったことを堂々とおやりになる方がいらっしゃるということを前提に、これから、いろいろな制度も考えていかないといけないのではないかなと思います。

◆静岡朝日テレビ

それに関連して一点だけ。今、難波市長がお話された、まさかそんなことするはずないだろうっていうのは、それは大義なき解散についてのことですか。

◆市長

それ以外もそうですね。解散もそうですけれども、それ以外のいろいろな発言であるとか、そういうことも含めて、あるいは市長としての市民への説明責任であるとか、そういうところを見ても、本当にそれでいいのですか、というような状態だったと思いますので、今もそうですけれども、今もその状態だと思いますので、そういったことはあり得るということを前提に、いろいろ考えていかないといけないのだろうなと思います。

◆静岡朝日テレビ

ありがとうございました。

◆司会

はい。その他、いかがでしょう。はい、先に SBS さん、お願いいたします。

◆SBS

SBS テレビです。よろしくお願いします。参院選のときに自民党が物価高対策で訴えていた一人あたり 2 万円の現金給付が、維新の反対を受けて撤回ということになりました。難波市長、以前その話が出たときに、事務作業で全部残業になるからということもお話していたと思うんですけれども、それについての受け止めと、一方で食料品の消費税を 2 年間ゼロにするってということについて、法制化を検討して、今後両方で検討していくという話も出ていますが、それについてどうお考えか

教えてください。

◆市長

制度ですので、いろいろな議論がされるべきで、これが最適というのは、たぶんないですね。正解というのもなく、それは、いろいろな議論をするのが必要で、その中での選択だと思います。あれをやればこちらに問題が出るということです。ですから、給付の問題というのは、前も申しましたが、もちろん地方の事務負担になりますけれども、あとは給付による効果ですよ。金額をかけたわりには、それが貯蓄に回ったり、それからさきほども、ちょっと申しましたが、輸入に回ったりしますので、日本経済の活性化に繋がっていないわけです。輸入に回ると何が悪いかというと、普通の場合は国内消費だけで、国内産品を使っていると循環していきますので、相乗効果がどんどん出ていくわけです。ところが、輸入のものを買っていると、それはそれで、一回海外に出て行きますから、それ以上循環をしないわけです。ですから、そういった面で経済効果が限られるわけで、そういった問題があると思います。

減税については、減税もいろいろな形の減税があると思いますけれども、消費減税については、私自身はあまり賛成ではないです。他に減税方法は、いろいろあるので、減税は必要だと思いますけれども、その中で消費税が一番よいのですかという議論は、やはりしっかりとしていけないといけない、私は根拠に基づいたと言っていますけれども、やはり、その議論があまり示されてないですよ。減税をしたことによって、どういう効果が出てくるのかというところだけ重視されて、つまり、その分だけ可処分所得は増えるわけですけど、その部分だけが強調されて、減税したことによって、どういう副次的な、あるいは悪い方の効果が出るのかというところについては、ほとんど議論されていないですよ。

だから、やはりいろいろな減税方法がある中で、何を選択するのかというところは、徹底的な議論をした上で、社会にしっかりと示すことが必要だと思います。やはり、もっともっと根拠を世の中に示した形での減税策というのが大事だと思いますけれど、今までのところを見ると、そういうことが、やはり不足しているのではないかなと、私は思っています。

◆SBS

ありがとうございます。

◆司会

はい、その他、いかがでしょうか。中日新聞さん、お願いいたします。

◆中日新聞

中日新聞です。先ほどの一つ前の質問で伊東の話が出ましたが、伊東だけではなくて、沖縄の南城市だったり、大阪の岸和田だったり、市長が自身の資質に関わる問題で議会を解散するっていう事例が近年相次いでいまして、市長は、先ほど法律の運用面を考えた場合っていうお話もありましたが、識者からも、複数の識者からも現行の法律では首長の権限が強い、解散権の見直しに向けた議論というのを、立法府ですべきだという指摘もありますけど、市長は、そのあたりはどうお考えでしょうか。

◆市長

はい。やはり解散権に対する制限を何らかの形で設ける必要があるのではないかなと思っています。やはり、本当に時間の無駄、それから費用の無駄ですね。そして、それ以上にやはり市民の皆様的心ですよ。『ああ、なんてこと』と言いますか、『もう、なんかやっていられませんね』というぐらい気分が盛り上がらないというか、下がりますよね。それは相当大的な問題ですので、それは先ほど言った、自分の問題なのに、自分の問題で市議会が解散したのに、自分の問題を問題にしないで、棚上げして、議会が悪いのじゃないかというから、議会を解散するわけですよ。それは、やはり制限をかけないとまずいのだと思います。これは、これから同じことが何度も繰り返される可能性があると思いますので、やはり、そののしっかりとした議論をした上で対応、法令改正なり規則改正なりしていく必要があるのではないかなと思います。

◆中日新聞

はい。ありがとうございました。

◆司会

はい、ご質問その他、よろしいでしょうか。
それでは、以上で本日の定例記者会見を終了させていただきます。

◆市長

はい、ありがとうございました。

◆司会

ありがとうございました。次回は、11月4日火曜日、11時からの予定となります。よろしくお願いいたします。